

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）
 - ・パートナー企業からの情報・提案を真摯に受け止め、ともに発展できるようイノベーションの励行に努めます。
- b. IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
 - ・設備の改善改良に前向きに取組、人材不足に対応できるようIT導入に積極的に取組みます。
 - ・地元大学の専門的支援を受けながら不得意分野のカバーに努めます。
- c. 専門人材マッチング
 - ・時代に即した取組のため常に専門的人材の発掘と連携の開拓に取組ます。
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
 - ・現行の東北大学連携をさらに強化させその情報をパートナー企業にも共有します。
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
 - ・温暖化による体力消耗やハラスメントによる精神的疾患を防衛するため、きめ細やかな風通しの良い企業風土づくりを推進します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分にパートナーの意向を尊重し同業他社の情報を検討して協議します。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り当初取引条件により1ヶ月以内現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。パートナー企業と協議の上、士業専門家を介して交渉します。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けることなく、共に早期再生ができるよう支援体制を構築します。

3. その他（任意記載）

本宣言を実現化するため朝礼や勉強会を通して末端の職員まで徹底し、パートナー企業と常にWIN-WINの関係を保持続けられるようコンプライアンス体制を充実させます。

5年9月26日

株式会社 佐々重 代表取締役社長 佐々木重一郎
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。